

差止請求書

2018年6月21日

京都府京都市伏見区竹田田中宮町17番地 富士和ビル2階
一般社団法人 京都高齢者支援協会 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏（弁護士）
〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル
秋野々町529番地ヒロセビル4階
電 話 075-211-5920
FAX 075-746-5207
（担当）理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴法人に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴法人に到達すべき時期から1週間を経過した後には、消費者契約法12条3項の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

本差止請求に対する貴法人の対応を本書到達後1週間以内に書面をもって当NPO法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公表することがあります。

(請求の要旨)

当NPO法人は、貴法人に対し、

1 貴法人が、消費者との間で、身元保証支援、日常生活支援、金銭管理支援などを貴法人の義務内容とする入会契約を締結するに際して、貴法人が利用している「入会契約書」中、下記の規定など、消費者が貴法人に対し入会金を支払う旨を内容とする意思表示、及び、契約終了時に、貴法人が、消費者が既に支払った入会金の一部を返還しない旨の意思表示を行わないこと

記

第12条1項 甲は、乙に対して、初期支援事務費用及び支援基本料金として、別表1に定める入会金を支払わなければならない。

別表1 (費用)

入会金 ￥500,000—

(内訳) 初期支援事務費用 ￥100,000—

身元保証支援基本料 ￥200,000—

金銭管理支援基本料 ￥100,000—

死後事務支援基本料 ￥100,000—

第17条4項 有効な解約がなされたときは、この契約は、将来に向かってのみ効力を失う。この場合において、乙は、甲に対して、第5条、第7条及び第8条に定める各支援の実施状況に応じ、次の各号に定める基準により算定される合計額を、既納の入会金より返還する。

1) 身元保証支援 (第5条) 関連

乙が第5条第1項各号に定めるいずれかの支援又は同条第2項に定める支援を行ったとき 0円

乙が第5条第1項各号に定める支援及び同条第2項に定める支援のいずれも行わなかったとき 20万円

2) 金銭管理支援 (第7条) 関連

乙が第7条第1項各号に定めるいずれかの支援を行ったとき

10万円より1ヶ月あたり5000円を控除した額

ただし、1ヶ月に満たない期間は、1ヶ月30日とする日割計算とし、控除額の合計は10万円を上限とする

乙が第7条第1項各号に定めるいずれの支援も行わなかったとき

10万円

3) 死後事務支援(第8条) 関連

10万円

2 上記1の内容が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙を廃棄すること

3 上記1につき、従業員らに対し同項の意思表示を行うための事務を行わないよう指示すること
を請求する。

(紛争の要点)

1 条項の内容

貴法人の「かたつむりトラスト入会契約書」では、上記請求の要旨のとおり、入会に際し、消費者は、貴法人に対し、入会金を支払わなければならない(第12条1項)、入会契約が終了した場合、入会金の一部を返還しないことを定めている(第17条4項)。

2 貴法人の入会金の徴収条項及び不返還条項は、消費者契約法10条に反し無効であること

(1) 上記契約によって貴法人が負う義務は、身元保証支援などの「法律行為ではない事務」の委託を受けるものであるから、民法656条の準委任に当たる。

準委任契約において、受任者が委任者に対し金銭を請求できるのは、特約がある場合の「報酬」(民法648条)と「費用」(同法650条等)のみである。

そして、貴法人の入会契約書によれば、貴法人は、委任事務の履行の対価(「報酬」として、毎月1万円の会費と、各種支援に対応したタイムチャージ制の報酬を消費者に対し請求できることとされており(入会契約書11条乃至13条及び別表1)、支援に要する「費用」は、別途、消費者が貴法人に支払う義務を負うこととされている(13条②)。

従って、「報酬」と「費用」に加えて、貴法人が、消費者から入会金を徴収し、契約が解除された場合に、貴法人がこれを取得することは、民法上の準委任契約の適用による場合に比して消費者の義務を加重するものである(消費者契約法10条前段)。

(2) この入会金は、貴法人が過去に用いていた約款では、何の内実も伴わず、かつ、何の説明もされていなかった。そして、改訂後の約款で示された内訳は、当NPO法

人からの差止請求を契機とする後付けであって、過去の約款とその内容に変わりはなく、以前と同様に何らの内実のないままである。

従って、請求の要旨にかかる条項は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項で無効である（同条後段）。

また、貴法人は、別表1に定めた入会金の内訳となる費目と金額が、それぞれ対応するという見解と思われるが、初期支援事務費用、身元保証支援基本料、金銭管理支援基本料、死後事務支援基本料は、各金額に相当する程の実態はないというべきである。このことから、請求の要旨にかかる条項は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項で無効である。

3 よって、当NPO法人は、貴法人に対し、消費者契約法12条3項に基づき、請求の要旨のとおり、貴法人に対し、上記無効な契約条項を含む意思表示の差止及び必要な措置を請求する。

（訴えを提起する予定の裁判所）京都地方裁判所